

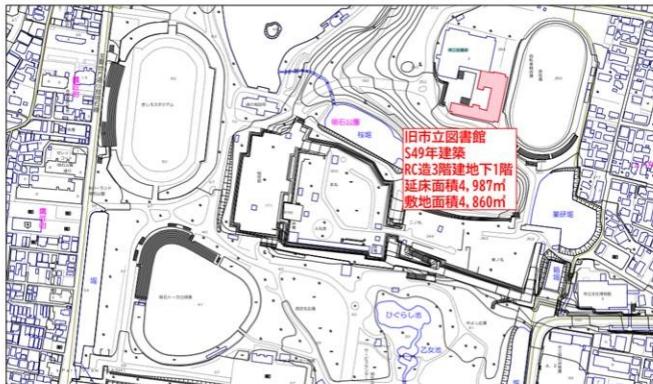
下記のフォームにご入力をお願いします。

県立明石公園内の旧市立図書館は、兵庫県の設置許可を受け、1974年(昭和49年)に開館し、長年にわたり多くの市民に親しまれてきましたが、明石駅前のあかし市民図書館の開館に伴い、2017年(平成29年)に廃止し、現在、兵庫県の設置許可期限を過ぎている状況です。旧市立図書館跡地は、長年明石市民に親しまれてきた場所であることから、単に旧施設を撤去するだけでなく、旧施設の撤去と新施設の整備を一体で行う予定であり、現在は、公園を利用される方に親しまれ、明石公園の魅力をさらに高められるような利活用方法を検討しているところです。

新たに整備する施設は、都市公園法の制限により、設置可能な施設が限定されるため、「都市公園法により公園に設置可能な施設①②」をご参照の上、利活用のアイデアをいただきますようよろしくお願ひいたします。

県立明石公園がさらに魅力ある公園になるよう、いただいたアイデアを踏まえ、旧市立図書館跡地利活用計画の策定に向けて取り組んでまいります。

<旧市立図書館跡地位置図>



アンケート回答者情報

氏名

氏 _____ 名 _____
0 / 64 0 / 64

氏フリガナ

名フリガナ
0 / 64 0 / 64

住所

郵便番号 必須 _____ 都道府県 必須 _____
0 / 8

市区町村 必須 _____ 番地 必須 _____
0 / 64 0 / 64

マンション・部屋番号
0 / 64

年齢を選択してください。 必須

- 10代以下
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80代以上

所属があれば入力してください。(団体、学校、企業名)
_____ 0 / 60000

Q1 明石公園の利用頻度を選択してください。 必須

- ほぼ毎日
- 週1回以上
- 月1回以上
- 年1回以上
- 数年に1回
- 利用したことがない (Q6へ進む)

Q2 誰と利用することが多いか選択してください。(複数可) 必須

- 1人
- 家族
- 知人
- 部活動、サークル活動等団体
- その他

Q3 平均滞在時間を選択してください。 必須

- 1時間未満
- 1~2時間未満
- 2~3時間未満
- 半日くらい
- 1日中
- その他

Q4 明石公園を利用する主な目的を選択してください。(3つまで選択可) 必須

スポーツ

散歩

自然学習

イベント

遊び場

飲食

県立図書館

その他

Q5 明石公園内で利用した（行った）ことのある場所(施設)はどこですか。（複数可） 必須

明石トーカロ球場（第1野球場）

さしろスタジアム（陸上競技場）

ローンボウルズコート

N D K 来夢嬉しの森テニスコート

自転車競技場

第2野球場

県立弓道場

県立図書館

T T T（カフェ＆レストラン）

花と緑のまちづくりセンター（緑の相談所）

喫茶パレコ

西館（茶室・会議室）

子どもの村

芝生広場

刚ノ池

武藏の庭園

展望台（巽櫓と坤櫓の間）

その他

公園施設の種類	公園施設	体育施設	遊具施設	運動施設	飲食施設	管理施設	その他施設
広場	芝生	休憩所	ひがんこ	野球場	植物園	売店	展望台
	花壇	野外卓	リゾー	ハンドボール場	露天劇場	飲食店	さく
	いけがき	野球場	ピラーピラ	分水園	温室	集会所	
	日吉だな	キヤップ場	ラグビー	遊具場	宿泊施設	管理事務所	
	灌木	砂場	ラグビー	動物園	駐車場	【お風呂の水槽】	
	水洗	砂場	バースコート	木立	便所	動物用施設	【放牧施設】
	池	砂場	バースコート	自然生態園	車庫	車庫	【動物の先見】
	苔	砂場	バースコート	荷物置き場	材料置場	【ヘーポート】	
	堤	砂場	バースコート	野鳥観察所	待合室	音楽	【保護施設】
	つき山	メーリーランド	水泳プール	野外劇場	手洗場	更衣室	【発電施設】
	遊像	遊用車両	温泉スパ	野外劇場		講堂	【延焼防止のための防火施設】
	灯籠	野外ダンス場	リバビリテーション用運動施設	野外劇場		宿泊施設	※() 内は各自で定めている施設
	石垣		リバビリテーション用運動施設	温泉スパ		ごみ処理場	
	陶石			ボート場		（廃棄物再生利用施設を含む）	
				スポーツ場		ぐみ輪	
				スキー場		水道	
				相撲場		井戸	
				弓場		噴泉	
				東馬場		水門	
				柱		雨水貯留施設	
				つる		濾岸	
				これらに附属する工作物 （廻観、シャワー等）		擁壁	
						発電施設	（廃棄物の底面に貯するもの）
							その他これらに類するもの

都市公園法により公園内に設置可能な施設②							
2.占用が認められる施設							
分類	公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認めらるるもの						
	電柱	道路	仮設工作物	工作物その他の物件又は施設	工作機械	工作機械	工作機械
施設の種類	電線	鉄道	仮設工作物	工作物その他の物件又は施設	工作機械	工作機械	工作機械
	瓦斯管	ガス管	工作機械	工作機械	工作機械	工作機械	工作機械
	光通信	公共駐車場	会議室、集会、展示会、講習会その他これらに類するもの	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設
		下水道管	※地下に設けられたもの	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設
		ガス管	ガス管	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設
			これらに附属する工作物 （廻観、シャワー等）	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設	避難用工作物又は施設
				（廻観、シャワー等）			

Q6 旧市立図書館跡地で利用したい、あつたらいいと思うのはどのような施設・機能ですか。

上記の表を確認の上、入力してください。 必須

0 / 60000

Q7 Q6で入力した施設でどのように過ごしたいか、入力してください。 必須

0 / 60000

Q8 旧市立図書館跡地について、その他ご意見がありましたら、入力してください。

任意

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc. 利用規約 プライバシーポリシー

アンケートは以上です。
確認画面へ進むをクリックし、入力内容を確認後、送信をクリックしてください。
ご協力ありがとうございました。

→確認画面へ進む

■ 入力内容を一時保存する